

「特定相談支援事業所」契約書（兼）重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 主たる対象者.....	2
4. 事業実施地域.....	2
5. 営業時間	3
6. 職員の体制	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3～5
8. サービスの利用に関する留意事項.....	5
9. 秘密の保持と個人情報の保護について.....	5
10. 損害賠償保険への加入について.....	6
11. 苦情の受付について.....	6
12. サービス提供の記録	6
13. ハラスメント対策	6～7
14. 事業継続計画の策定等について	7
15. 衛生管理について	7

社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所
当事業所は特定相談支援事業所の指定を受けています。
(平川市指定 第0232100016号)

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 平川市社会福祉協議会
所在地	青森県平川市柏木町藤山16番地1(平川市役所第2庁舎内)
連絡先	(TEL) 0172-88-7639 (FAX) 0172-88-7032
代表者氏名	会長 外川 三千雄
設立年月	平成25年10月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所
事業所の名称	社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 特定相談支援事業所
事業所の所在地	平川市柏木町藤山16番地1(平川市役所第2庁舎内)
電話番号	(TEL) 0172-88-7699 (FAX) 0172-88-7032
管理者氏名	乗田 美子
事業所の運営方針について	①利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じること、利用者又は保護者の意思及び人格を尊重して、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 ②常に利用者又は保護者の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス事業等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行うものとしします。 ③地域との結びつきを重視し、関係市町村、保健、医療、福祉サービス機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 ④介護技術の進歩に適応し、適切な介護技術を持ってサービス提供を行います。又自らその提供する指定特定相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。
開設年月	平成25年10月1日
事業所が行なっている他の業務	居宅介護事業 ・平成18年4月1日指定 訪問介護事業 ・平成18年4月1日指定 訪問入浴介護事業・平成18年4月1日指定 居宅介護支援事業・平成18年4月1日指定

3. 主たる対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、いわゆる難病患者

4. 事業実施地域

平川市(弘前市、黒石市、大鰐町の極近隣地については応談可能)

5. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日休業）
受付時間	午前 8 時から午後 4 時 4 5 分まで
サービス提供時間帯	同 上

6. 職員の体制

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	1 名	名	1 名	1 名	事業管理・相談支援
相談支援専門員	1 名	1 名	1 名	1 名	相談支援

当事業所では、利用者に対して指定相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

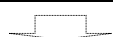
（1）サービス内容

①サービス利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

＜サービス利用計画の作成の流れ＞

障害福祉サービスを希望する場合は、障害福祉課に申し出ます。



※障害福祉課より「サービス等利用計画案提出依頼書」が渡されます。

利用者は「サービス等利用計画案提出依頼書」を、相談支援事業所へ提出します



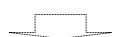
※重要事項の説明後、契約を交わします。「個人情報取扱同意書」をいただきます。

事業所の相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題を把握します。



※必要に応じて、関係機関とサービス調整会議を開催し情報交換をします。

総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の種類、内容、量及び目標達成時期、提供する上での留意事項を記載したサービス利用計画案を作成します。



※サービス利用計画案を利用者及び家族へ説明し同意をいただきます（署名または記名・押印）

サービス利用計画案を、利用者及びその家族（申請者）に渡します。



※申請者は、市にサービス利用計画案とともに支援給付申請書及び計画相談支援依頼（変更）届出書を提出します。

市より、申請者に障害福祉サービスの支給（却下）決定結果が通知されます。

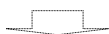
「計画相談支援給付費支給（却下）通知書」



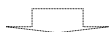
※障害福祉サービス受給者証が交付されます。

申請者は受給者証を相談支援事業者へ届け、事業者は内容確認のうえサービス等利用計画を作

成、関係者による「サービス担当者会議」を開催し、サービス等計画案の内容について意見を求めます。



事業者は、サービス担当者会議で検討された「サービス等利用計画」について、利用者またはその家族に説明します。



※サービス等利用計画に同意をいただきます（署名または記名・押印）

事業者は、同意された「サービス等利用計画」を市に提出します。



※サービス利用計画書をお渡しします。

福祉サービス事業者により各種の福祉サービスが開始されます。

②サービス利用計画作成後の便宜の供与

- ・ サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者について継続的な評価（以下「モニタリング」という）を行い、必要に応じてサービス利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整をおこなうとともに、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金

①サービス利用料金

計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると計画相談支援給付金が支給されます。）

②交通費

一切料金はかかりません。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

閲覧・複写の受付	午前8時から午後4時45分
----------	---------------

10. 損害賠償保険への加入について

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 全国社会福祉協議会
保険名 社協の保険

11. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談苦情受付窓口 乗田 美子（職名）管理者 電話 88-7699

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日休業）

午前8時から午後4時45分

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

平川市役所市民生活部 福祉課障がい支援係	所在地	平川市柏木町藤山25番地6号
	電話番号	44-1111
	受付時間	午前8時15分～午後5時
青森県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地	青森県中央3丁目20番地30番地
	電話番号	017-731-3039
	受付時間	午前9時～午後4時

12. サービス提供の記録

- ①当事業所は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、これを契約が終了した日から5年間保存します。
- ②指定居宅サービス事業所等との連絡調整に関する記録、アセスメントの結果の記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリングの結果の記録、苦情の内容の記録、事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録について作成し、当該サービスを提供した日より5年間保存します。
- ③利用者は、当事業所の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。

13. ハラスメント対策

- ①事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。
- ②利用者事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

14. 事業継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ①業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ②定期系に業務継続計画を見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 衛生管理

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこともできる）を概ね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果を職員間で周知徹底いたします。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備いたします。
- ③事業所において職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施いたします。

令和 年 月 日

指定相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 住 所 青森県平川市柏木町藤山16番地1
名 称 社会福祉法人平川市社会福祉協議会
会 長 外川 三千雄

説明者氏名 社会福祉法人平川市社会福祉協議会
指定特定相談支援事業所

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定相談支援サービスの提供開始に同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____

保護者 住所 _____

氏名 _____

(続柄) _____